## 議案第28号

- 三田市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 三田市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年2月19日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

## 三田市営駐車場条例の一部を改正する条例

三田市営駐車場条例(昭和53年三田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「710番地」を「648番1」に改める。

第4条の見出しを「(供用及び入出庫時間)」に改め、同条第1項中「供用時間」 を「供用及び入出庫時間」に改め、同項ただし書を削る。

別表を次のように改める。

## 別表 (第8条関係)

区分	使用時間	使用料
月曜日から金曜日	午前8時から午後6時まで	60分までは無料とし、6
まで(三田市の休日		0分を超えるときは、超過
を定める条例(平成		時間30分までごとに1
3年三田市条例第		50円とする。
1号)第1条第1項	午後6時から翌午前8時まで	30分までごとに150
に規定する休日を		円とする。ただし、1,0
除く。)		00円を上限とする。
三田市の休日を定	午前8時から翌午前8時まで	30分までごとに150
める条例第1条第		円とする。ただし、1,0
1項に規定する休		00円を上限とする。
日		

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。